

北山村観光パンフレット作成およびフォトプロジェクト業務委託 仕様書(案)

I. 業務委託名

北山村観光パンフレット作成およびフォトプロジェクト業務委託

II. 目的

和歌山県北山村では、これまで地域振興策として、観光いかだ下りや特産品であるじゃばらの生産、加工、販売を中心に、温泉施設や宿泊施設等を含むおくろ公園の運営やキャンプ場の運営を進めてきた。

一方で、各事業や施設について案内パンフレットがばらばらに作成され、情報が更新されないなど、常に最新の情報が提供できていない状況であった。そのため村全体を俯瞰し紹介できる観光パンフレットが存在していないため、情報が分散化してしまい、効率的な情報発信を阻害できてしまっていた。

そこで本業務では、現在の観光パンフレットを見直した上で、今後利用できる観光パンフレットを作成するとともに、作成に当たっては地域住民を巻き込み、写真を用いながら村の魅力を発信する集団を形成運営することを目的とする。

III. 業務内容

1 観光パンフレット作成

1. 観光パンフレットの作成

現在の観光パンフレット等を整理し、北山村の統一的なパンフレットを作成する。

(1) パンフレット全体の構成

構成は、以下の内容を含めること

- ・ 観光名所及び施設の詳細
- ・ 観光いかだ下り、ラフティング等のアクティビティ
- ・ じゃばらやばら及び土産物
- ・ 温泉、宿泊施設の情報
- ・ 新食店、ご当地グルメ情報
- ・ 主なイベント
- ・ 交通アクセス

(2) 原稿作成

(3) 編集

(4) 印刷

(5) その他パンフレット作成に係る必要な業務

2. 印刷仕様

本文 16 ページ

寸法 A4 版

刷色 両面フルカラー

製本 中綴じ

ただし、企画提案により仕様の変更を認めるものとする。

V. 成果品

本業務で納品すべき成果品は、次のとおりとする。

1. 観光パンフレット作成

パンフレット 5000 部

電子データ (CD-ROM) 1 部

2. 納品場所

北山村役場政策推進室

和歌山県東牟婁郡北山村大沼 42

3. 成果品の訂正等

成果品の引き渡し以後において、明らかに受諾者の責に帰すべき理由による不良個所が発見された場合は、速やかに訂正、初速その他の措置を講じなければならない。

4. 所有権の移転

成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、受託者から委託者に移転するものとする。

5. 著作権の譲渡

本業務委託により作成されるデザイン、写真等すべての著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む) を委託者に譲渡する。

6. その他

受諾者は提案する企画内容において、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受諾者が協議の上、定めるものとする。